

エドマンド・B・ランベスの「ステewardシップ (Stewardship・受託者の任務)」

塚本 晴二 朗*

はじめに

アメリカ・ジャーナリズム倫理学研究は、1930年代から1960年代にかけて、「低調期」⁽¹⁾であったとされる一方で、社会的責任論がジャーナリズムの規範理論の主流となった時期でもあった。1970年代の代表的な文献とされるジョン・C・メリルの *The Imperative of Freedom: A Philosophy of Journalistic Autonomy*⁽²⁾ は、その社会的責任論に対して、概念の曖昧さをリバタリアニズムの立場から強く批判するものであった。この批判とそれに対する反論を切っ掛けに、アメリカのジャーナリズム倫理学研究は低調期を抜け出すのである。

1980年代は、ジャーナリズム倫理学研究が「成長産業」⁽³⁾ に転じた時代といわれる。この時代を代表する文献が、1986年に刊行されたエドマンド・B・ランベスの *Committed Journalism: An Ethic for the Profession*⁽⁴⁾ である。ランベスは社会的責任論を高く評価する立場からこの文献を著して、ジャーナリズム倫理学の確立に大きな役割を演じた。ランベスはジャーナリストの社会的責任という概念を、ジャーナリストが憲法修正1条の表現の自由の権利の行使を市民から委託された「ステeward (Steward)」である、と位置づけることによって説明した。憲法で表現の自由が保障されていても、マス・メディアを通じて、世の中に伝えられた情報でなければ、ほとんどの人は認知することができない。認知されていなければ、どのような意見であろうと、存在しないのと同様である。ランベスは、全ての市民が表現の自由の権利を平等に行使するためには、ジャーナリストが市民のステewardとして権利を行使する必要がある、と考えたのである。

ランベスは、社会的責任論をより明確化し、より具体的なジャーナリストの規範を構築しようとした。つまりメリルの社会的責任論批判に対する反論となっていたのである。この反論の中心となった概念が、ステewardシップという概念である。本論は、アメリカ・ジャーナリズム倫理学研究の発展に大きく貢献したランベスのステewardシップ概念に注目し、その思想的な構造を解明しようとするものである。

1. *Committed Journalism: An Ethic for the Profession* の概要

ランベスは、1980年代のジャーナリズムの状況を、受け手がニュース・メディアを影響力の大きいもので、権力的なものと考えられているにも関わらず、その報道に対する不信の蓄積と、ジャーナリストの倫理観に対する懐疑によって、危機的なものと捉えている。そしてそのような状況を的確に捉え、問題点を指摘する研究は存在するのだが、そのような研究がジャーナリズムの状

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

況の改善には繋がっていない、と考える。なぜならば、ジャーナリズムの倫理的な研究がほとんどなされていないので、ジャーナリズムの目的や実務には繋がっていないからである。

ランベスは、ジャーナリズムの倫理を考察した代表的な研究としてプレス自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』⁽⁵⁾をあげ、この報告書が1947年に刊行されて以来、ジャーナリズム倫理学の支配的な思想である社会的責任論の「主な源泉」となった、としている。⁽⁶⁾

この社会的責任論に対して、リバタリアンの立場から批判したのがメリルであった。メリルは、社会的責任の「理論」がいかなる国においても何某かの意義を持ちうる唯一の方法は、当該政府のパワー・エリートがプレスの社会的責任という類型の定義者と強制者であることである、と批判した。⁽⁷⁾ランベスはメリルのような批判をふまえた上で、社会的責任論を「20世紀のメディアに関する最も重要な声明」と高く評価する。その一方で、ジャーナリズムのための応用倫理学として足りない点もあることを認め、次のように指摘した。

- ・倫理的判断において、失敗しないようにジャーナリストが顧慮すべき持続性のある原理とは何か。
- ・対等のものとして存在する、どれもが最も重要である原理が、衝突する時には、どれに従うのか。もしどれも支配的でなければ、その時は何になるのか。
- ・誰や何に対してジャーナリストは基本的な忠誠を負うのか——自分自身か、受け手か、雇用主か、同僚か。
- ・特にジャーナリストが政府に対するウォッチ・ドッグとして奉仕しようとする時、手段と目的というような古典的な疑問にジャーナリストはどうしたら最良のアプローチができるのか。⁽⁸⁾

ランベスは、このような点に対する指針の欠如が、『自由で責任あるプレス』の弱点、と考えた。ランベスは、『自由で責任あるプレス』を功利主義に忠実な価値観の匂いが強いものと捉える。それゆえコモン・キャリアと同様であるべき、と位置づけたプレスが、不適切な活動をする場合は、受け手を保護するために政府の介入をも許容することに繋がる、と考えたのである。しかし功利主義は実務の指針にするには、あまりにも多様な捉え方ができすぎるとも、ランベスは考える。最大多数の最大幸福を理由に、最大多数が「知りたいこと」や最大多数が「みたいもの」を提供する理由の正当化ができてしまうからである。要するに最大多数の最大幸福を誰が判断するのか明確に決定できない限り、メディア企業の営利主義的な判断の正当化に使われてしまう可能性がある、ということである。

そうならないために、ランベスは、古典的な倫理学理論に一通り考察を加えた上で、五原理を提示する。ランベスが明確に述べているわけではないが、この五原理は、『自由で責任あるプレス』の欠陥を補おうというものであり、メリルの社会的責任論批判への反論でもある。

ランベスの五原理は、ジャーナリズムの倫理学をジャーナリストの指針として、より実用的にするための「システム」構築の試みである。ランベスが考える倫理システムとは、一般的な倫理綱領のような単なる決まり文句や硬直化した「することとすべきでないこと」の寄せ集めではなく、原理同士が衝突するような場合に生ずる、深刻な問題を解決するような手段を供給するものでなければならない、というものである。理想的には類似した状況においては、異なるジャーナリストによって応用されても同様の決定を生むものである。必然的な不変の結果ではないにしても、継続性

と安定性を提供するものである。もちろんジャーナリストも一人の人間であるから、ジャーナリストの倫理システムといえども、特有な倫理的立場や道徳的世界に位置することを要求するべきではない。しかしロック主義的社会契約の伝統において、統治の受託者は、他の自由の中でも、プレスの自由を尊重することを強いられてきた。同様に、後述するようなステewardとしてのジャーナリストも、デモクラシーにおいて想定されるべき責任を明確にする必要がある、とランベスは考えた。その責任が、「真実」を述べること、「正義」にかなった行為をすること、独立と「自由」を尊重し守ること、「思い遣り」⁽⁹⁾のある行為をすること、ジャーナリズムと社会の自由を守る源となるもの、特に憲法修正1条の良き「ステeward」であること、という五原理である。

五原理となっているが、ジャーナリストの行為規範としての真実、正義、自由、思い遣りという四つと、ジャーナリストの役割を定義するステewardシップとの五つからなっている。つまり、ステewardという役割を定義した上で、その役割を果たすための行為規範としてあとの四つの原理があげられている、という構成になっていると考えていだろうか。換言するならば、ランベスの五原理とは、ジャーナリストがステewardとしての役割を果たすためのシステムである。

Committed Journalism: An Ethic for the Profession は五原理について述べた後に、ジャーナリストが倫理システムに従って行動するように、自身の道徳性を高めることと、それが受け手たる個人やコミュニティにどのように奉仕するのかを述べていく。以上が概要である。

2. ステewardシップ

ランベスは、ジャーナリズム倫理の五原理の中の一つにステewardシップをあげ、ジャーナリストの役割を規定している。ランベスのいうステewardシップとは、社会的責任論でいうところの社会的責任とほぼ同義である。ステewardシップの説明の部分でも、プレスの自由委員会の五つの要請を次のようにやや変えて引用する。

- 一、日々の出来事の意味がわかるような文脈において、日々の出来事に関する真実で包括的で理性的な説明。
- 二、解説と批判の交換の場。
- 三、社会を構成する諸集団の意見、態度、状態に関する報道。
- 四、社会の諸目的と諸価値を提示し明らかにすることによる、活発な編集者の指導。
- 五、日々の情報への十分なアクセス。⁽¹⁰⁾

メリルの批判は、社会的責任が理論として、いかなる国においても何某かの意義を持ちうる唯一の方法は、当該政府のパワー・エリートが、プレスの社会的責任という類型の定義者と強制者であることである、ということであった。つまり、ジャーナリズムの責任なるものが、社会に対するものであるのならば、その社会のあり方を規定できる者以外にジャーナリズムの責任を規定できる者もない。よってその社会あるいは国家のパワーエリート以外に、ジャーナリズムの果たすべき役割を規定できる者はいない、という批判である。それゆえメリルにいわせれば、社会的責任論は言論の自由に関してきわめて危険な理論であったのである。

ランベスのステイワードシップは、メリルの批判に対する反論になっている。社会的責任とは、パワー・エリートが勝手に規定できる概念ではなく、憲法を根拠としている。ジャーナリストを、アメリカ憲法修正1条の権利を行使するための、市民のステイワードと位置づけたのである。ジャーナリストの社会的責任を、言論の自由という権利を委託された受託者の任務、すなわちステイワードシップとしたのである。

ステイワードとは、『新約聖書』⁽¹¹⁾の「コリントの信徒への手紙1 第4章1、2」の「こういうわけですから、人はわたしたちをキリストに仕える者、神の秘められた計画をゆだねられた管理者と考えるべきです。この場合、管理者に要求されるのは忠実であるということです」や「ペトロの手紙1 第4章10」の「あなたがたはそれぞれ、賜物を授かっているのですから、神のさまざまな恵みの善い管理者として、その賜物を生かして互いに仕えなさい」の中の「管理者」である。キリスト教の信徒が神に授かった賜物をもって奉仕する善き管理者であるように、ジャーナリストは憲法に授かった修正1条の言論の自由の権利をもって奉仕する善き管理者であるべき、と位置づけるのである。

ランベスはメリルの批判に対して、ジャーナリストの社会的責任は、憲法修正1条に規定された言論の自由の権利をゆだねられた管理者として、全ての市民のために奉仕する責任である、と定義したのである。

3. ランベスの思想的基盤：アメリカ新聞編集者協会（ASNE）原則声明⁽¹²⁾

ランベスは、五原理について述べる前に、アメリカの代表的なジャーナリズムの倫理綱領の一つである、ASNE 原則声明の「前文」の「いかなる法による縮小からも表現の自由を擁護する、憲法修正1条は、プレスを通じて、人民に憲法上の権利を保障し、それゆえ特別な責任を報道人に課す」を引用し、自らの提示する倫理システムとは、この中の「特別な責任」の定義をジャーナリストに提供するもの、としている。ASNE 原則声明が、五原理全体の土台となっていることを明確にしている⁽¹³⁾のである。

ランベスは、五原理の一番初めのものとして、真実をあげる。その真実とは何か、を述べるのに ASNE 原則声明の4条「真実と正確さ」の「読者の信頼は善きジャーナリズムの基盤である。ニュースの内容が偏向なく文脈的に正確であり、全ての観点を公正に伝えられることが、確実であるためにあらゆる努力がなされなければならない」をあげる。そしてこの条文でいう真実とは、事実に基づく正確さである、としている。具体的には、情報の正確さを確認しようとする習慣であって、この習慣には、誤りの可能性を予期する技術の獲得も含まれる、とする。さらに ASNE 原則声明の1条「責任」の「ニュースと意見を取材し、報道する第一の目的は、人民にその時々争点に関する判断をするための情報を伝え、それを可能にするという、一般の福祉に奉仕することである」をあげ、ジャーナリストの仕事は、事実に基づく正確さだけで満足されるものではなく、事実の背後にあるより大きな真実を追究する必要性を指摘する。そこで、そのためには隠れた真実を明らかに⁽¹⁴⁾するためにも、計量的な分析等を含む科学的な種々の技術の獲得が必要になる、とする。

五原理の「正義」に関してランベスは、日々の実務の中で正義の原理が反映されるのは、ジャーナリストの公正さとの関わりにおいてである、とする。そしてワシントン・ポストの「ジミーの世

⁽¹⁵⁾界」の例をあげ、この事件では、同紙が行った調査の結論として、賞を取ることに重きを置いたことが適切な判断を曇らせ、若い人材を頻りに急ぎ立て、ジャーナリストへの絶対的な信頼を裏切ることとなった等の点があげられた。このことは、公正を達成するためには、単にいくつかの規則に記者が注意を払っていればいい、ということ以上のものを要求し、社内の気風や記者の管理の仕方が、高い倫理規準に資する風潮を作り出す主な役割を演ずるということを示唆するようだ、としている。正しく振る舞うことを熱望するジャーナリストであれば、公正の達成のためというような指針を考案するために重要な努力をなす、というのである。一方、ジャーナリストが正義に関心を持たなければならない、もう一つの同様の根本的な感覚が存在する。それは、アメリカ憲法の修正1条の下の実務者として、実際に、正義を確立し一般の福祉を促進するための憲法前文の約束が充たされているかどうか、を追求することである。以上の両方を具体的に反映しているのが、ASNE原則声明1条「責任」の後段の「アメリカのプレスは、情報を伝え、討論の場として奉仕するためばかりでなく、政府の全てのレベルでの公権力の行使を含む、社会の諸勢力に独立した精査をするためにも自由なのである」⁽¹⁶⁾としている。

五原理の「自由」に関してはASNE原則声明2条「プレスの自由」の「プレスの自由は人民に属する。これは、公私を問わず、どのような方向からの侵害または攻撃からも守らねばならない」をあげる。これにはペンタゴン・ペーパーズの事例あげて、文字通りたとえ政府からの介入であっても自由を貫くべき、とする。但しその自由という意味には、自律や独立という意味もある、とする。そのためにASNE原則声明3条「独立」の「ジャーナリストは利害衝突やそのような衝突にみえること、同様に、不適當なことや不適當なことにみえることを避けなければならない。ジャーナリストは自らの誠実さに妥協したり妥協しているかのようにみえる何らかのものを受け取ったり、何らかのことをしたりすべきではない」をあげる。ジャーナリストが、有益な情報を求めすぎあまりに、情報源に近づきすぎて、その情報源に対する批判的立場を見失ってしまったり、その情報源と癒着しているのではないかと疑われたりする、ということを守るべき、ということである。⁽¹⁷⁾

4. ランベスの思想的基盤：ジョン・ロールズ

五原理の思想的基盤で、ASNE原則声明と並んで二本柱を形成しているのが、ロールズの『正義論』である。

「正義」に関しては、ロールズが「すべての人びとは正義に基づいた〈不可侵なるもの〉を所持しており、社会全体の福祉〔の実現という口実〕を持ち出したとしても、これを蹂躪することはできない。こうした理由でもって、一部の人が自由を喪失したとしても残り的人びとどうしでより大きな利益を分かち合えるならばその事態を正当とすることを、正義は認めない。少数の人びとに犠牲を強いることよりも多数の人びとがより多くの量の利便性を享受できるほうを重視すること、これも正義が許容するところではない」⁽¹⁸⁾と断言していることを、まず重要視する。これを前提としてランベスは、ジャーナリストの行うべきウォッチドッグ、すなわち正義のための監視の役割の倫理を、ASNE原則声明以上に確固たる理論的基盤として、ロールズが公式化している、とする。それは、ロールズのいう「主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した

相対的利益の分割を決定する方式⁽¹⁹⁾」で、これにジャーナリストは注目するべきである、というのである。⁽²⁰⁾

「思い遣り」に関しては、ロールズの「自然本性的な義務」に従うべきである、とする。つまりジャーナリストは、「自分に過度の危険もしくは損失をもたらさずにそうできる場合には、困っているあるいは危険にさらされている他者を支援すべきだとする義務、他者に危害を加えたり傷つけたりしてはならないという義務、不必要な苦しみを生じさせてはならないという義務⁽²¹⁾」に従うべきで、これに則って他の人に援助を与えたり、害が及ぶのを避けたりするべきである、とする。つまり、ジャーナリストは、専門職業人ではあるが、人間として特別なわけではない。したがって、ジャーナリスト特有の他者への接し方があるのではなく、あくまでも一般人同様の義務がある、とランベスは考えるのである。⁽²²⁾

5. ランベスの思想的基盤：ジェローム・A・バロン

Committed Journalism: An Ethic for the Profession が刊行される 10 年以上前に、ランベスと同じように憲法修正 1 条の権利を市民が行使するには、何らかの支援が必要であるという考え方が存在した。ジェローム・A・バロンの「マス・メディア・アクセス権」論である。

……思想の自由な交易は存在していない。大衆社会における思想は、テレビ、ラジオ、およびプレスというマス・コミュニケーション・メディアで伝達されている。それらに出るのを認められると、評判と公衆の反響が保証される。出るのを認められないと、世に知られず、明らかに欲求不満がもたらされる。

われわれは、論争と議論を妨げるものは、州が評判の悪い論争や刺激的な議論に加えることがあるような刑罰だけである、と考えている。しかしながら、表現の自由に関するわれわれの法は、表現の自由の機会を保障するためにはほとんど何も行なってこなかった。

思想に関する伝統的なりべラルの立場は、本質的にはダーウィン主義である。思想は死闘の生活を送り、最適な思想が生き残る。この闘争において、絶えざる脅威は政府であることが分かった。私的権力が、勝者を前もって決定するほど思想の闘争をコントロールするかもしれないとは考えられもしなかった。しかし、私的検閲は、最悪の政府の検閲官と同様に徹底的かつ峻厳に思想を抑圧するのにますます役立つようになってきている。⁽²³⁾

バロンは、表現の自由が平等に保障されているのならば、自ら表現したい内容を伝達する機会も平等に保障されるべき、と考えた。マス・メディアを通じて伝えられた情報以外、社会の成員のほとんどは知る術を持たないのであるから、情報の送り手として、マス・メディアにアクセスできないのであれば、自身の表現したい内容は、伝達できないのと同様であり、自由に表現できないのと同じことである。つまり憲法修正 1 条が、意見を述べる自由を平等に保障しているのならば、各自の意見を伝達するために、マス・メディアに送り手としてアクセスする機会も平等に保障されるはずである、という考え方である。これが、バロンのマス・メディア・アクセス権論である。

ランベスは、ステイワードシップについて述べる際に、バロンには言及していないが、考え方は

同じとってしまっていていいだろう。マス・メディアを通じて社会の各成員が自身の意見を表明するのを、憲法的な権利として保障する、と考えるか、ジャーナリストの倫理観によって達成しようとするかの違いである。平等に表現の自由の権利を保障するためには、社会の各成員に何らかの支援をして、マス・メディアを通じて各自の意見を伝達する機会を設ける必要がある、ということである。

6. ランベスの思想的基盤：アラスデア・マッキンタイア

ランベスは、『美徳なき時代』⁽²⁴⁾に代表されるアラスデア・マッキンタイアの研究が、ジャーナリズム倫理学のために重要である、と考える。その理由として第一に、マッキンタイアは、ジャーナリズムにおける卓越性の基準の設定方法において、社会学と道徳哲学を融合させるという、独自の見地を供給する。第二に、マッキンタイア思想は、ジャーナリストの実際の行動の改善に具体的な関わりをもつ。第三に、過去の重要性に関するマッキンタイア独自の強調は、ジャーナリストがより豊かでより有効な文脈で先人の経験を学ぶことを可能にする、という三点をあげる。マッキンタイアの所論を自らのジャーナリズム倫理学の思想的な裏付けとしているのである。⁽²⁵⁾

ランベスが、ジャーナリズム倫理学の基盤にしようとしたマッキンタイアの考え方は、次のようなものである。

「実践」という言葉は、「首尾一貫した複雑な形態の、社会的に確立された協力的な人間活動」と定義される。実践を「とおしてその活動形態に内的な諸善が実現されるが、それは、その活動形態にふさわしい、またその活動を部分的に規定している、卓越性の基準を達成しようとするからなのである。その結果、卓越性を達成する人間の諸力と、関連する諸目的と諸善についての人間の考えは、体系的に拡張される⁽²⁶⁾」。ここでいう「内的な善」とは、ある特定の種類の実践によらなければ決して得られないもので、「実際、卓越しようとする競争の結果であるが、その諸善に特徴的なことは、それらの達成がその実践に参加する共同体の全体にとって善であるという点である」というものである。これに対して「外的な善」とは、ある特定の種類の実践によらなければ得られないというものでは決してなく、「それが達成されたときには常にある個人の財産、所有物になることである。さらに、その特徴的なあり方は、誰かがそれをより多く持てば、それだけ他の人々の持ち分が少なくなることである。この事態は、権力とか名声といった場合には必然的に成り立ち、金銭のような場合には偶然的な事情から成り立つ。したがって、外的な善の特徴は、競争の対象となることであり、そこには勝者もいれば必ず敗者もいるのである⁽²⁷⁾」というものである。

つまり、ジャーナリズムという実践において、ステewardシップという内的善を達成するためには、「これまで達成された最善の基準に私たちが自らを従属させなければ達成されえない⁽²⁸⁾」が、「ある実践に入ることは、同時代の実践者たちとの関係にとどまらず、私たちに先行してその実践に従事した人々、特にその業績によって当の実践の範囲を現在の地点にまで拡張した人々との関係に入ることである。そうすると、実践において私が直面し、そこから学ばねばならないもの⁽²⁹⁾」が、真実、正義、自由、思い遣りという四つの徳である。しかし「制度によって維持されなければ、どんな実践も何らかの期間存続することはできない」が、「制度はその特徴として必ず」外的な善と関わり合う。「実際、実践と制度の関係はきわめて密接であり、その結果、当の実践にとって内的

善と外的な善の関係も密接になるので、制度と実践はその特徴として単一の因果序列を形成する。そしてその序列においては、実践のもつ理想と創造性は、制度のもつ獲得志向から常に脅かされ、実践のもつ共通善への協力的気づかいは、制度のもつ競争的志向から絶えず脅かされているのだ。この脈絡にあって諸徳のもつ本質的機能は明らかである。諸徳がなければ「実践は、制度のもつ腐敗的な力に抵抗できない」⁽³⁰⁾のである。

ジャーナリズムという実践は、メディア企業という制度なくして存続し得ないが、メディア企業は、営利追求等の外的善と関わりやすく、そのため個々のジャーナリストは、ランベスの原理のような諸徳を必要とするのである。

さらにランベスは、ジャーナリストがどのような報道をすべきなのか、つまりステイワードシップとはどのようなことをするものなのか、についてもマッキンタイアの「物語」という概念を手懸かりに説明している。⁽³¹⁾

マッキンタイアは、「人間はその行為と実践において、虚構においてと同様、本質的に物語を語る動物」とし、「人間は、本質的に真理に就こうとする物語の語り手であるのではなく、自分の歴史をとおしてそうした語り手になっていくのである。しかし、人々にとって鍵となる問いは、彼らが自分で創作したかどうかではない。『私は何を行うべきか』との問いに答えられるのは、『どんな(諸)物語の中で私は自分の役を見つけるのか』という先立つ問いに答えを出せる場合だけである。私たちが人間の社会に仲間入りするということは、一つか複数の負わされた役回り——私たちが選り抜かれて与えられた役割のこと——をもってなのであり、その役回りが何であるかを学んで初めて、どのように他の人々は私たちに応答するのか、そしてその人たちに対する私たちの応答はどのように説明されるのが適切か、を理解できるのだ」⁽³²⁾としている。これを踏まえてランベスは、「人間は自分が自身を語り、他者からの話を聞き、そうした経験とそれに伴う反省に基づいて『書き直す』物語という手段によって自分の生活の道徳的命法を理解する」⁽³³⁾ものとする。ジャーナリストの報道は、個々人のアイデンティティと組み合わせられて、道徳的な感覚を含む世界観を構成する、とするのである。それゆえ「子どもたちからそのような物語を奪ってしまえば、彼らは言葉においてだけでなく行為においても、どうしていいか分からない不安げな^{ども}吃りにされてしまうだろう。だから、私たち自身の社会も含めてある社会を私たちが理解する仕方としては、その社会の初期のドラマの材料になっている蓄積された様々な物語によるしかないのである」⁽³⁴⁾のであり、ジャーナリストは現代社会における道徳的意味づけの共著者、とランベスは考えるのである。

またマッキンタイアが「自殺を試みたり実行したりする人々がときに言うように、誰かが自分の人生は無意味だと不平を言うとしたら、その人の不平は、自分の人生の物語が理解不可能になってしまい、それが何の意義ももたず、頂点あるいはテロスに向かう運動を欠いているという点にあることがしばしばであり、おそらくそれが特徴であろう」⁽³⁵⁾と述べているのを、ランベスは、ジャーナリストの報道が自己と他者の理解、すなわち自分自身や他者との置かれた立場、関係する人々、その行為、行為の結果、その意志を明らかにすること等に必要であることの裏付け、としている。このような物語の自己性をマッキンタイアは「その概念とは、物語のもつ統一性のうちにその統一性が存在するような自己の概念であり、その物語は、誕生－生－死を〈物語の始め－中間－終わり〉として連結させる」⁽³⁶⁾と定義する。よって、ある人の「行動が適切に性格づけられるのは、言挙げされた長期および最長期の意図が何であり、短期の意図がどのように長期の意図に関係づけられてい

るかを知る場合だけであ」り、「私たちは、一つの物語的な歴史を書くことに巻き込まれている」⁽³⁷⁾のである。そのため物語の自己性には説明責任が伴う。なぜならば「私はたんに申し開きのできる者というだけではなく、常に他者にも申し開きを求めうる者、他者にその問いをかける者でもあるという点である。彼らが私の物語の一部を占めているように、私は彼らの物語の一部を占めている。ある一つの人生の物語は、それと連動する物語群の一部となっている。さらに、こうして申し開きを求めたり与えたりすること自体が、物語を作り上げるうえで重要な役割を演じている。あなたが何をなぜしたかを尋ねること、私が何をなぜしたかを述べること、そして私がしたことについてのあなたの説明と私の説明との違いを思案すること（また、あなたがしたことについても同じように）、これらは、きわめて単純で含みのないもの以外はすべての物語にとって本質的な構成要素である」⁽³⁸⁾からである。

以上のような個人のアイデンティティにとって重要な物語を、各自が語り合えるようにする支援をするのが、ジャーナリストなのである。ゆえに、そのなすべき任務はステewardに擬えることができるのである。

おわりに

メリルは、社会的責任論の不明確さを批判した。それに対して、プレス自由委員会の『自由で責任あるプレス』を高く評価するランベスは、ステewardシップという概念によって、その不明確さを説明しようとした。

ランベスは *Committed Journalism: An Ethic for the Profession* において、五原理を示し、ジャーナリズムの倫理学をジャーナリストの指針として、より実用的にするためのシステム構築を試みた。五原理となっているが、ジャーナリストの行為規範としての真実、正義、自由、思い遣りという四つと、ジャーナリストの役割を定義するステewardシップとの五つからなっている。つまり、ステewardという役割を定義した上で、その役割を果たすための行為規範としてあとの四つの原理があげられている、という構成になっていた。ランベスは社会的責任を、ジャーナリストを憲法修正1条の受託者と考えるステewardシップで説明したのである。

ランベスの考え方の土台となっているものは、四つであった。その中のASNE原則声明、ロールズ、バロンという三つの思想的基盤は、クリフォード・G・クリスチャンズが述べているように、古典的ナリベリズムに則ったものである⁽³⁹⁾。しかしこれだけでは、なぜジャーナリストが社会的責任を担うべきなのかの説明には不十分である。まして、個人主義を前面に出しているリバタリアンのメリルに反論するためには、その個人主義を批判する必要もあった。そこで用いられたのが、マッキンタイアである。

なぜ、マッキンタイアの徳の基準が必要になるかということ、ステewardシップを含めた五原理の根柢にあるのは古典的ナリベリズムである。するとジャーナリストをステewardに言い換えてみたところで、自由に活動すべきという点は変わらず、そのステewardに社会的責任を付与するということは、メリルの批判に答えたことにならない。そこでなぜステewardに社会的責任を付与するべきかを説明するためにマッキンタイアの所論が必要になるのである。

ランベスはジャーナリストの役割、すなわちステewardシップとは、物語を語ることと考え

た。ジャーナリストが語る物語とは、社会の各成員の関係や位置づけを明確にするためのものである。そのためにジャーナリストは、社会の諸状況を見定めて、それを社会の各成員が理解できるような物語にして語る必要がある。その時に必要なのが、徳としてのランベスの四つの原理ということである。以上をマッキンタイアの『美徳なき時代』を中心にして説明しているのである。

今日、メリルの社会的責任論批判に対する反論としては、クリスチャンズ等の *Good News: Social Ethics and the Press.*⁽⁴⁰⁾ によって提唱された、コミュニタリアニズムの立場からのジャーナリズム論が、最も高い評価を受けていることは間違いない。ランベスは、社会的責任の説明にマッキンタイアの理論を応用したという意味では、むしろコミュニタリアニズム的視点の先駆けといえる。しかしみてきたように、ランベスの考え方の根本は、古典的なりべリズムである。それゆえ五原理と徳の基準という二つの規範が必要になってしまったのである。

その上、ランベスのステイワードシップは、ジャーナリストの社会的責任を、憲法修正1条に規定された言論の自由の権利をゆだねられた管理者として、全ての社会の成員のために奉仕する責任である、と定義した。つまりは、憲法の規定が変われば、責任の内容も変わってしまうわけで、当該体制のパワーエリートが社会的責任を規定することになる、というメリルの批判に対して、必ずしも反論し切れてはいない。

そのことが、アメリカ・ジャーナリズム倫理学研究の確立期の代表的文献の執筆者でありながら、今日さほど触れられることがない一因であろう。しかし、ランベスが使ったコミュニタリアニズムの部分を、ジャーナリズム倫理学にまで昇華したのが *Good News: Social Ethics and the Press.* であったと考えれば、ランベスのアメリカ・ジャーナリズム倫理学研究に果たした功績は、決して小さいものではなかったことになる。

ランベスのステイワードシップ概念は、ジャーナリズム倫理学が成長産業となっていく出発点だった、といえるのではないだろうか。なぜなら、プレス自由委員会の段階での社会的責任論は、倫理学理論とはいえない。メリルの社会的責任理論批判は、ジャーナリズムの規範理論研究の起爆剤の役目は果たしたかもしれないが、明確なジャーナリストの規範を示すには至っていない。そうであれば、ステイワードシップという具体的なジャーナリストの規範を示したランベスの研究は、ジャーナリズムの規範理論研究の原点という事ができるはずである。

*本論は、一般財団法人櫻田會第35回政治研究助成金による研究成果の一部である。

註

- (1) Lambeth, Edmund B. (1988) "Marsh, Mesa, and Mountain: Evolution of the Contemporary Study of Ethics of Journalism and Mass Communication in North America." *Journal of Mass Media Ethics*, Vol.3 No.2, pp.20-25.
- (2) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) *The Imperative of Freedom: A Philosophy of Journalistic Autonomy*. New York: Freedom House.
- (3) Christians, Clifford G. (1991) "Communication Ethics," *Communication Research Trends*, Vol.11, No.4, p.1.
- (4) Lambeth, Edmund B. (1986) *Committed Journalism: An Ethic for the Profession*, Bloomington:

Indiana University Press. なお、1992年に第2版が刊行された。基本的な5原理等の内容に相違はないが、ランベスの理論的基盤がより明確になっている部分もあるため、本論の引用文献としては第2版を使用する。

- (5) Commission on Freedom of the Press (1947) (reprint 1974) *A Free and Responsible Press: A General Report on Mass Communication: Newspapers, Radio, Motion Pictures, Magazines, and Books*. Chicago: University of Chicago Press.
- (6) Lambeth, Edmund B. (1992) *Committed Journalism: An Ethic for the Profession, 2nd ed.* Bloomington: Indiana University Press. p.6.
- (7) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) op.cit., pp.86-88.
- (8) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.7-8.
- (9) 原文は、humane という単語を使っている。ジャーナリストとしての職務を優先するか一般の人の立場に立つか、というような場合の原理である。単語としては、「人道的」と訳すべきかもしれないが、わざわざこの場合だけ「人道的」とすると、他の原理は人道的ではない、という意味になりかねないので、他の人に心配りをする、という意味で、思い遣りとした。
- (10) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., p.32.
- (11) 訳は新共同訳。
- (12) 正式名称は、American Society of Newspaper Editors。1933年に結成されたアメリカで最も長い歴史をもつ全米レベルの編集者組織である。結成された年にも、倫理綱領を採択しているが、1975年に改正されてこの原則声明が採択された。2009年に略称は同じままで、American Society of News Editors と改称している。
- (13) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., p.24.
- (14) Ibid., pp.24-26.
- (15) 1980年9月28日、ワシントン・ポストのジャネット・クックは、「ジミーの世界」と題する署名記事を掲載した。内容は8歳のヘロイン常習者ジミーについて書いたもので、大きな反響を呼んだ。1981年この記事でピューリッツアー賞を受賞するが、後にこの記事が虚偽であることが判明し、ピューリッツアー賞を辞退することとなった。
- (16) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.27-28.
- (17) Ibid., pp.29-30.
- (18) Rawls, John (1971=2010) *A Theory of Justice*. Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press. p.3-4. (川本隆史、福岡聡、神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店 6頁)。
- (19) Ibid., p.7. (同書 11頁)。
- (20) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.28-29.
- (21) Rawls, John (1971=2010) op.cit., p.114. (前掲書 153頁~154頁)。
- (22) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.30-32.
- (23) Barron, Jerome A. (1973=1978) *Freedom of The Press for Whom? The Right of Access to Mass Media*. Bloomington: Indiana University Press. p.321. (清水英夫、堀部政男、奥田剣志郎、島崎文彰『アクセス権 誰のための言論の自由か』日本評論社 376頁)。
- (24) MacIntyre, Alasdair (1984=1993) *After Virtue: A Study in Moral Theory, 2nd ed.* Notre Dame: University of Notre Dame Press. (篠崎榮訳『美德なき時代』みすず書房)。

- (25) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.72-82.
- (26) MacIntyre, Alasdair (1984 = 1993) op.cit., p.187. (前掲書 230 頁)。
- (27) Ibid., pp.190-191. (同書 234 頁)。
- (28) Ibid., p.191. (同書 234 頁)。
- (29) Ibid., p.194. (同書 238 頁)。
- (30) Ibid. (同書 238 頁～239 頁)。
- (31) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.83-93.
- (32) Macintyre, Alasdair (1984 = 1993) op.cit., p.216. (同書 264 頁～265 頁)。
- (33) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., p.87.
- (34) Macintyre, Alasdair (1984 = 1993) op.cit., p.216. (前掲書 265 頁)。
- (35) Ibid., p.217. (同書 266 頁～267 頁)。
- (36) Ibid., p.205. (同書 251 頁～252 頁)。
- (37) Ibid., p.208. (同書 254 頁)。
- (38) Ibid., p.218. (同書 267 頁)。
- (39) Christians, Clifford G. (1991) op.cit., p.14.
- (40) Christians, Clifford G., Ferré, John P., & Fackler, P. Mark (1993). *Good News: Social Ethics and the Press*. New York: Oxford University Press.